

申請書等の様式は、平戸市役所ホームページからダウンロードできます。

## 平成31年度平戸市創業支援事業補助金のご案内

平戸市では、創業に必要な設備投資に要する経費の一部に対して補助金を交付します。

### 事業内容

補助対象者	対象経費	業種	補助額・率	備考
市内に事業所を設置し、又は設置しようとしているもの 金融機関からの外部資金による調達が十分見込める者であること 個人の人は実績報告を提出する前日までに市内に住所を有すること 特定創業支援等事業の認定を受けていること（実績報告までに認定を受ければ可） 創業前後に各1回以上、外部専門家または経営指導員の指導を受けること 平成31年4月1日以降に創業すること 平成32年3月31日までに事業を完了すること 市税等の滞納がない者	設備費 広報費 外注費	情報通信業 製造業	対象経費の2/3以内で、1事業当たり300万円を限度。	創業に伴う新規雇用（非正規不問・雇用保険完備）1人当たり10万円（1事業所当たり50万円上限）を交付。
		上記以外の業種	対象経費の1/3以内で、1事業当たり100万円を限度。	満20歳～満39歳未満の人が創業する場合、補助上限額を30万円引上げ。 対象経費が75万円未満の場合対象外 消費税、地方消費税は対象外

### 申請期間

平成31年4月15日（月）から令和元年5月31日（金）まで  
予算に達しない場合は、追加募集を行う場合があります。

### 申請手続き（補助金の申請から受領までの流れは下記のとおりです。）

- 必ず事業開始前に下記事業承認申請書類をそろえて提出してください。
- 実績報告書は、事業完了後30日以内または令和2年3月31日のどちらか早い日までにご提出下さい。
- 補助金のお支払いは事業完了後、交付請求書を受理してからになりますので、予め申請者側で補助金額分の資金をご準備いただく必要があります。

手続きの流れ	必要書類
補助金事業承認申請書提出 <b>補助金審査会</b> 補助金交付申請 補助金交付決定通知 補助金実績報告書提出 補助金交付確定通知 補助金交付請求 補助金交付	<b>補助事業承認(交付)申請書類</b> 事業承認(交付)申請書 早期着手予定調書 (交付決定前に着手する場合) 事業計画書 収支予算書 個人の場合は履歴書 法人の場合は定款、登記事項証明書又はこれらに準ずる書類 事業内容が分かる書類 (見積書、写真、カタログ等) 金融機関の融資決定が分かる書類の写し 市税等の滞納がない事の証明 その他追加で資料を請求する場合があります。 <b>補助実績報告書類</b> 実績報告書 事業実績書 収支精算書 事業実施が確認できる書類(写真、納品書等) 個人の場合は住民票、税務署に提出した開業届出書の写し 事業実施に係る領収書または支払いを証明する書類の写し 特定創業支援等認定書 外部専門家または経営指導員から指導を受けたことを証明する書類 新規雇用者に係る雇用通知書または雇用条件が分かる書類の写し 雇用する場合 新規雇用者に係る履歴書の写し 雇用する場合 その他追加で資料を請求する場合があります。

【お問い合わせ】平戸市役所文化観光商工部商工物産課 担当 近藤・森

( 22-4111 内線2213 )